行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育庁教育振興室　　保健体育課 | 　行政財産の使用許可について、使用料を徴収していないものがあった。施設名：大阪府立門真スポーツセンター

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 1,591.16㎡ | 高圧電線の下敷 | （注１）1,429,000円 | H30.４.１～R３.３.31 |

（注１）H31.４．１～R２.３.31までにかかる使用料について、使用者へ納入通知書を発行していなかった。 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【行政財産使用料条例】(使用料の納付)第２条　行政財産の使用をしようとする者は　使用料を納付しなければならない。(納付の時期)第四条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。【行政財産使用許可書】第６　使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。 | 過年度収入として、設置者から使用料の徴収を行った。また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を実施し、使用料の徴収漏れがないよう周知徹底を図った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和-年-月-日、事務局：令和元年６月３日から同年７月11日まで）